

令和2年度第8回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和2年11月10日(火)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 16番 富田行博委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	3番 井田時夫委員 10番 関本五郎委員
出席推進委員	大東清彦委員 影嶋六郎委員 能登路幸輝委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 三島通政委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 小林正美委員 田口正廣委員 足立康雄委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 田中英省委 長澤誠委員
事務局	宅和事務局長 日浦担当事務局長補佐 妹尾係長 高田主幹 石岡主任 石田主任
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答  
について

## 5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第8回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号18番の船越委員と議席番号19番の矢倉委員をお願いします。

本日の欠席は、井田委員、関本委員です。

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは4ページ番号30の上福原1丁目から番号33の淀江町西原について一括して審議します。番号30は関係者の船越委員は議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

失礼します。3条許可案件について説明いたします。

番号32議案及び別紙3条申請理由書の権利内容を売買から贈与に、対価も無償に訂正をお願いいたします。

場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号30の上福原について説明いたします。

申請地は、〇〇公民館近くに位置します田3筆、計425平方メートルの農地です。渡人の希望により親戚である受人と合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は53アールです。

次に31番の両三柳について説明いたします。

申請地は、JA〇〇支所の南に隣接します、田1筆、631平方メートルの農地です。隣接耕作者の受人が渡人と合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は26アールです。

次に32番の石州府について説明いたします。

申請地は伯耆町の〇〇近くに位置します。畑2筆、合計370平方メートルの農地です。遠方に居住する渡人の希望により親戚である受人と合意され、売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は123アールです。

番号33の淀江町西原について説明いたします。

申請地は、淀江支所北西の海寄りに位置します田1筆、1681平方メートルの農地です。親戚である受人と合意され、売買により農地

を取得しようとするものです。取得後の経営面積は100アールです。

3条許可案件は以上4件です。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いいたします

議長（田邊会長）

番号30の上福原1丁目について、担当委員さんから補足があればお願いします。

影嶋推進委員

10月26日に影嶋推進委員が現地調査しました。特に問題は無いと考えますので、審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

番号31の両三柳について、担当委員さんから補足があればお願いします。

大縄農業委員

11月7日に大縄委員、山中推進委員と現地調査しました。特に問題はありませんので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

番号32の石州府について、担当委員さんから補足があればお願いします。

#### 高橋農業委員

32番の議案について補足します。従来より受人が管理していましたが、両者の合意があり贈与する事になったものです。受人は、隣で栗を栽培しており、本農地も果樹を栽培する予定です。現地調査は10月22日に高橋農業委員、福島推進委員と行いました。許可について問題無いと考えますので、よろしく願いいたします。

#### 議長（田邊会長）

番号33の淀江町西原について、担当委員さんから補足があればお願いします。

#### 富田農業委員

33番の議案について補足します。現地調査は10月21日に富田委員、池口推進委員と行いました。草が長くて荒地のようになっていますが、譲受人がきれいにするとのことですので。許可について問題無いと考えますので、よろしく願いいたします。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

始めに、番号30の上福原1丁目について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続いて、番号31の両三柳から番号33の淀江町西原について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは6ページ、番号11の二本木について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 能登路推進委員

11番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、自宅の隣接地の駐車場です。11月5日に田邊委員、能登路推進委員と現地確認をしました。造成は最大50センチの盛り土を行います。雨水は、地下浸透及び新設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。実行組合の同意はありません。先月総会でもふれましたが、実行組合同意は排水や水路に関する何らかの事故があったとき同意者として責任追及されても責任を負えないため、同意できないとのことです。その代わりに、水路下流区域の実行組合の同意と、自治会長の同意を確認しています。隣接農地はありませんが、隣接近くの農地に水が流れないように、境界に側溝を設置するようにしています。農地区分は、500メートル以内に駅、市町村役場等の施設がある農地で第2種農地に該当します。転用について問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

#### 議長（田邊会長）

補足しますと、隣地への雨水流出を一番心配しておりました。そのため側溝を設けて雨水を流す、地下浸透と言っても、大雨が降ると隣に流れる事があります。そういう事が無い事を第一にと、担当委員さんと話をしています。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページをお願いします。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、8ページ番号81の大崎について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 矢倉農業委員

81番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。公民館から西、内浜産業道路を隔てた場所です。転用目的は、資材置場及び駐車場です。11月2日に矢倉委員、松本推進委員と現地確認しました。隣が市道で新しく拡張される途中です。造成計画は最大55センチの盛土造成を行います。雨水は地下浸透、自然流下及び既設道路側溝へ流す計画です。汚水の発生はありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号82の夜見町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

#### 竹中農業委員

82番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。旧日本たばこの乾燥場があった近くの市道外浜線の沿線にあります。転用目的は、今後需要が伸びるであろう薪ストーブの薪を置く資材置場です。11月2日に竹中委員、西村推進委員と現地確認しました。整地して現状のまま利用するという事で、緩衝地を隣地との間に1.5メートルを設けます。隣地境界には既存のコンクリートブロック50センチがあります。雨水排水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接耕作者同意ですが、二名のうち一名の同意が得られておりません。理由書では、口頭での同意は得られているが、万一同意書を逆手に取られては困るので、書類を残したくないとのこと。一応口頭での確認は取れているという事です。隣接農地との境界にはコンクリートブロックが設置してあり、また、緩衝地を設けるとのことなので、営農には特に支障はないと考えます。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号83の河崎から9ページ番号84の両三柳について、一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

83番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は太陽光発電施設です。11月7日に大縄委員、山中推進委員と現地確認を行いました。造成計画は10センチから20センチの盛土造成を行い、防護柵として1メートルのものを設置します。雨水排水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接農地耕作者同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認してい



ます。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題ないと思われしますので、よろしくお願ひします。

84番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は一般住宅です。11月7日に大縄委員、山中推進委員と現地確認を行いました。最大30センチの盛土造成を行い、擁壁として隣地境界にコンクリートブロック20センチを2段設置します。雨水については、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画です。汚水は、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画です。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しています。隣接農地は譲渡人の所有地です。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。転用について問題ないと思われしますので、よろしくお願ひします。

#### 議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号85の蚊屋から番号86の高島について、一括して審議します。担当委員から説明をお願いします。

#### 能登路推進委員

85番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は巖保育園の園庭を計画したものです。11月5日に田邊委員、能登路推進委員で現地確認を行いました。造成計画は最大145センチの盛土造成を行い、隣接境界に高さ150から250センチのL字擁壁を設置します。雨水排水は敷地内溜桝から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。その他の排水として、プールからの排水のみ、敷地内のコンクリート桝から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。プール自体は保育園児の足洗い場ぐらいの大きさで問題無く、排水量、水質とも問題ないことを地元実行組合、箕蚊屋土地改良区に確認しています。実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認

しています。隣接耕作者の同意はありませんが、所有者について、登記上の住所が空き家で、近隣に確認すると、施設へ入所していることから同意書が得られないとの理由書が添付されていました。農地区分は、500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地であり、第2種農地に該当します。転用について問題ないと思われますので、よろしくをお願いします。

#### 議長（田邊会長）

86番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。3枚に分かれています。ここは元々1枚の田でした。その一枚の田の中に、このT字路の道路ができ、3つに分割された土地になりました。転用目的は駐車場です。11月9日に田邊委員、森中推進委員と現地確認をしました。造成計画は最大50センチの盛土を行います。流出防止措置として土羽打を行います。雨水排水は、地下浸透で特に問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者同意、実行組合同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、小集団の生産力の低い農地であり第2種農地に該当します。

そういたしますと、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、11ページ番号87から12ページ番号90の河岡について、一括して審議します。担当委員から説明をお願いします。

#### 高橋農業委員

先に88番と89番について説明します。また、当該地は87番の申請地の一部ですが、それは後ほど説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は進入路です。本件は、9月の5条議案67番及び10月の5条議案77番で転用申請があった一般住宅への進入路です。書類が間に合わなかったため進入路のみ今月の議案となったものです。この進入路は88番、89番と後ほど説明する87番の譲受人の3者の共有名義となります。88番の譲受人が4分の1、89番の譲受人が4分の1、87番の譲受人が2分の1を共有します。

造成計画は10センチから20センチの盛土造成を行います。雨水は新設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意を確認しています。隣接農地はありません。土地改良区は該当ありません。農地区分は住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地で第3種農地に該当します。現地調査は10月29日に高橋委員、福島推進委員と行いました。調査したところ、本該当地が次の87番の申請地を含めて、畑が整地されていました。外部から土砂を搬入した形跡はありませんが、畑をキャタピラで踏み固めた状態になっていました。許可前の整地の可能性もあり、業者に注意喚起をしました。その後、トラクターによって当該地を耕運させ、畑の状況に復元をさせました。昨日11月9日に、事務局、業者と、高橋委員とで現地確認をして、その状況を確認しています。以上のような状況でしたが、転用について問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

引き続き、87番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は、建売住宅及び進入路です。東側の進入路の部分は、先ほど説明したとおり、88番、89番の譲受人と共有名義となります。西側の進入路の部分は、最初は中央建設として取得しますが、その後、建売住宅2棟が売れた後は、購入者で2分の1ずつ共有する予定です。10月29日に高橋委員、福島推進委員と現地調査をしました。現地確認の状況は、先程説明した通りです。建売住宅の造成計画は最大25センチの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界にコンクリートブロック30センチを設置します。雨水排水について、南側の住宅は既設の道路側溝へ、北側の住宅は新設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水は農業集落排水へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意を確認しています。隣接農地はありません。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であり、第3種農地に該当します。転用について問題ないと思われるので、よろしくお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

小西農業委員

先程説明で、業者が土をとるという事ですけど、年に何回かあります、承認を待たず事前にそういう事をやると。何でこんな事が起こるの

か、起こる度に不思議なのですが、多分事務局も注意していると思うんですけど、何ででしょうか。

事務局（宅和事務局長）

今後事務局でも、許可がでるまで着工しないようにという事を念押しし、十分指導したいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（田邊会長）

相談時に説明しておいて、そういう事が無いようにというのは、これから気を付けてしてください。

今回の件は、土を別に持ってきた訳じゃないですね。

高橋農業委員

先程説明したとおり、畑の土自体を整地したと。ただ、キャタピラで通って固めた状況でしたので、これは、あまりにも許可前にそのような事をするのはおかしいと業者に話をし、耕運すれば、復元できる状況でしたので、トラクターで復元してくださいという事で、昨日復元されている状況を事務局と業者と私で確認したという状況です。

議長（田邊会長）

復元出来ていたという事ですね。

高橋農業委員

はい。

議長（田邊会長）

事前着工はやっぱり一番まずい事ですから、相談に来た時に、徹底するようにしたいと思います。それでよろしいですか。

小西農業委員

はい。

議長（田邊会長）

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

残っておりました12ページ番号90の河岡について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

高橋農業委員

90番について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。転用目的は貸資材置場です。転用面積は3筆2,836平方メートルです。本件は、申請者が土地を購入して、関連会社の〇〇組に土木用資材、保有重機等の置き場として賃貸するものです。〇〇組は大型ダンプ等大型重機を10台以上保有しており、面積的に妥当だと思います。10月29日に高橋委員、福島推進委員と現地確認を行いました。造成計画は、10センチから15センチの盛土造成を行います。雨水は地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者、

実行組合の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地であり、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、13ページ、議案第4号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、16ページ番号11-1から26ページ番号11-43までを一括して審議します。番号11-1は、関係者の舩越委員は議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

16ページ番号11-1から番号11-4は新規設定です。17ページ番号11-5は再設定です。番号11-6から19ページ番号11-12は新規設定です。番号11-13は再設定です。番号11-14から21ページ番号11-22は新規設定です。番号11-23から22ページ番号11-24は再設定です。番号11-25から26ページ番号11-43は新規設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

はじめに、番号11-1について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続いて、番号11-2から26ページ番号11-43について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、28ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号11-1から29ページ番号11-8までを一括して審議いたします。番号11-1は、関係者の角委員は議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。28ページ番号11-1から29ページ番号11-8まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので5件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替3件です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

はじめに、番号11-1について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続いて、番号11-2から29ページ番号11-8について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、31ページ議案第5号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、32ページ番号1から33ページ番号7までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しております。今月の農地中間管理事業利用配分計画について耕作者選定理由を説明します。32ページ番号1から33ページ番号7は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

番号1から33ページ番号7まで、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

報告いたします。



36ページの地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、2件を受理しています。  
37ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。  
次に、38ページから39ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、5件を受理しています。  
次に、40ページから41ページの非農地現況証明について、12件を証明しています。  
次に、43ページの農地の転用事実に関する照会に関する回答について、鳥取地方法務局に対して1件を回答しています。  
次に、44ページの農地転用現況確認書交付について、2件を交付しています。  
報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。  
本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。  
事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（宅和事務局長）

この度の議案の送付と共に、担い手育成機構農地中間管理事業の規程と遊休農地に関する措置に係る事務処理要領を入手しましたので、議案と一緒に送付させていただいています。農地の中間管理事業規程では、農地中間管理権を取得する農用地等の基準、借受け希望者の募集方法、農地中間管理権の所得方法、また、貸付け先決定ルール等が定められています。

次に遊休農地に関する措置に係る事務処理要領では、引き受け困難な農地の基準、引き受け農地の基準、また引き受ける場合の条件等を定めたものが整理されています。読んでいただき、質問等があれば事務局で後日聞いて回答したいと思っております。

次に9月の総会の時に、県庁職員から、担い手育成機構が中間管理をしている農地の保全管理は、担い手育成機構が行う旨の説明がありましたが、機構に確認したところ、実際は地権者と機構が合意により、遊休農地を中間管理する場合は、中間管理は3年間で地代は払わな

い、水路、農道の維持作業を含めた農用地の管理は地権者の責務と取り決めるという事です。ただし、通常に管理をされていた農地の場合は、必要があれば、機構理事長の判断で、機構が保全管理をする場合があるという事ですので、報告いたします。

事務局（日浦担当事務局長補佐）

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定につきまして、意見シートより意見をいただいております。運営特別部会において、特に指針における基本的な考えについて、さらに多くの意見が必要となりました。つきましては、再度意見シートを渡しますので、11月20日(金)までに、同封の返信用封筒で事務局まで提出いただきますようお願いいたします。意見がない場合や、問題無い場合につきましても、その旨ご記載の上提出いただきますようお願いいたします。

12月定例総会につきましては、12月10日(木)米子市役所401会議室での開催予定としております。

次に、11月と12月の農地相談は、令和2年11月26日(木)午後2時から彦名公民館、令和2年12月14日(月)午後2時から米子市淀江支所、令和2年12月15日(火)午後2時から尚徳公民館で行います。

次に、11月分の活動実績報告書ですが、12月2日(水)までに提出いただきますと助かります。

私からは以上です。

議長（田邊会長）

これを持ちまして、第8回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後2時30分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員